

お取引先 各位

最低賃金の改定に伴う契約金額の変更の必要性の確認等について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本学では「国立大学法人上越教育大学の中小企業者に関する契約の方針」に基づき、複数年度にわたる物件及び役務の契約については、契約後において最低賃金額の大幅な改定があった場合には、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとしています。

つきましては、本学との契約締結中の案件において、従事する従業員等の中に、改定後の最低賃金より低い賃金で雇用されている者が存在する場合には、賃上げに必要な金額について契約金額の見直しを行う必要性を検討いたしますので、契約締結時の本学担当者までその根拠資料とともにお申し出ください。

なお、清掃等の役務の入札金額における人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についてもあらかじめ考慮した上で入札いただきますようお願いいたします。

敬具

〈本件に関するお問い合わせ先〉

上越教育大学財務課経理・契約チーム

TEL:025(521)3238・3239・3240・3248

E-mail:keiyak2.juen.ac.jp